

監 査 種 別 公の施設の指定管理者監査

監 査 対 象 株式会社コングレ
(事務所所在地：大阪府中央区淡路町三丁目 6番13号)

上記団体の事業に係る所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和元年 9月27日から
令和2年 4月15日まで

監 査 結 果

(株式会社コングレ分)

第1 指定管理業務の概要

1 公の施設の概要

本市では、名古屋市国際展示場条例に基づき公の施設である名古屋市国際展示場（以下「国際展示場」という。）を設置している。国際展示場の所管は観光文化交流局であり、その概要は第1表のとおりである。

第1表 公の施設の概要

名 称	名古屋市国際展示場
所 在 地	港区金城ふ頭二丁目 2番地
開設年月	昭和48年11月
主な施設	第1展示館、第2展示館、第3展示館、イベントホール、 会議ホール、会議室 7室

2 業務の範囲

本市は、地方自治法第 244条の 2第 3項、第 5項及び第 6項の規定に基づき、株式会社コングレを、平成30年 4月 1日から国際展示場の指定管理者に指定している（現在の指定期間は平成30年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで）。

指定管理者の主な業務の範囲は、①一般の利用に供すること、②施設の使用の許可に関すること、③施設の使用料の徴収に関すること、④維持管理及び修繕に関することなどであり、株式会社コングレは国際展示場の管理運営のため、第 2表のとおり職員を配置している。

第 2表 職員配置（平成31年 3月31日現在）

館長 1名、事務所長 1名、運営課長 1名、オペレーションリーダー 1名、 オペレーション担当 3名、営業誘致担当 1名、施設管理リーダー 1名、 施設管理担当 1名、総務経理担当 4名	合計14名
---	-------

3 事業状況

国際展示場における利用率の状況は第 3表のとおりである。

第 3表 利用率

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
第 1 展示館	21.4%	26.6%	27.9%
第 2 展示館	53.7%	57.7%	61.5%
第 3 展示館	64.6%	66.3%	82.2%
イベントホール	22.0%	23.4%	22.1%
会議ホール	20.3%	20.0%	23.2%
会議室（ 7室）	19.8%	20.2%	21.0%

（注）平成28年度及び平成29年度は前指定管理者が管理した期間である。

4 収支状況

平成30年度において、本市は株式会社コングレに対し、指定管理料 2億 9,901万円を支出している。観光文化交流局に報告された施設の管理に係る収支状況は、第4表のとおりである。

第 4表 国際展示場の管理に係る収支状況

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	千円	千円	千円
指定管理料	299,013	事業費	418,119
その他収入	114,778	(人件費を含む。)	
収入合計	413,791	支出合計	418,119

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。

第 2 監査結果の概要

国際展示場の指定管理者である株式会社コングレについて、地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の監査を実施した。

今回の監査は、公の施設に係る事業運営が協定に沿って適正に執行されているか、公の施設の管理に係る会計経理が適正に行われているかなどについて、主として平成30年度（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、この点に留意されたい。

第3 指摘事項

使用許可及び使用料の徴収事務について

名古屋市国際展示場条例により、国際展示場の施設の使用許可及び使用料の徴収は、指定管理者が行う業務であるとされている。

名古屋市国際展示場条例等によれば、許可を受けた者は原則として、使用料を前納しなければならないとされており、展示施設を使用する場合の使用料の納期は、使用の許可と同時にその1割相当額を納付し、使用日の前3月までにその残額を納付しなければならないと定められている。

国際展示場における使用許可及び使用料の徴収事務を調査したところ、以下のようない事例が見受けられた。

- ア 使用料が前納されていないにもかかわらず、展示施設を使用させていたもの
- イ 使用の許可と同時に1割相当額の使用料の徴収を行っていなかったもの
- ウ 使用の許可より前に1割相当額の使用料の徴収を行っていたもの

株式会社コングレにおいては、名古屋市国際展示場条例等に従い、適正な使用許可及び使用料の徴収事務を行われない。

(観光文化交流局関係分)

第1 監査結果の概要

公の施設の指定管理者監査に併せて、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、観光文化交流局所管の財務に関する事務のうち、株式会社コングレに対する事務の執行について監査を実施した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

第2 指摘事項

使用許可及び使用料の徴収事務について

指定管理者分の監査結果で述べたように、国際展示場の施設の使用許可及び使用料の徴収事務について、一部、条例等に従って適正に行われていない事例が見受けられた。

指定管理者制度の適正な運用を図るには、指定管理者による事務が確実に実施されているかを的確に把握し、必要に応じて指導や助言を行わなければならない。MICE推進室においては、公の施設の適正な使用許可及び使用料の徴収事務が行われるよう、指定管理者への指導を強化されたい。(MICE推進室)